

平成28年度第9回南部町農業委員会総会会議録

招集年月日	平成28年12月7日(水)					
招集場所	南部町天萬庁舎2階 会議室					
開会時間	13時30分		閉会時間		14時35分	
委員出欠	番号	氏名	出・欠	番号	氏名	出・欠
	1番	庄倉 三保子	出席	10番	三嶋 國夫	出席
	2番	頼田 洋子	出席	11番	船谷 永泰	出席
	3番	岡田 篤幸	出席	12番	秦野 俊美	出席
	4番	岩田 有司	出席	13番	亀尾 和男	出席
	5番	植田 健	出席	14番	井田 憲美	出席
	6番	種 正明	出席	15番	井上 雅夫	出席
	7番	作野 英明	出席	16番	白川 透	出席
	8番	松川 徹	出席	17番	市川 春樹	出席
	9番	井上 武	出席	18番	恩田 一秀	出席
議事録署名委員	7番	作野 英明		8番	松川 徹	
出席吏員	事務局長 頼田 泰史 事務局長補佐 亀尾 憲司 事務員 田邊 操枝 産業課課長補佐 竹中 智彦					
傍聴人						

付議案件	
議案番号	提出議案の題目
第1号	農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
第2号	農地法第4条の規定による許可申請に対する許可について
第3号	農用地利用集積計画案の決定について
第4号	農用地利用配分計画の意見照会について
協議事項	(1) 農地法第5条第1項の規定による通知書 (2) 農地法第18条第6項の規定による通知書 (3) 南部町農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の12月議会提出について
その他	(1) 平成29年農作業標準労働賃金協定策定に係る委員の選出について (2) 活動管理記録簿について (3) 平成28年度第10回南部町農業委員会総会の日程について

日程及び提出議案の題目	(発言者)	
1. 開会	局長	ただいまより、平成28年度第9回南部町農業委員会総会を開会致します。本日の総会出席は委員数18名中18名の出席です。農業委員会法第21条及び農業委員会会議規則第5条によりまして、出席者が過半数に達しておりますので、本会は成立していることを報告致します。それでは会長の挨拶をお願いします。
2. 挨拶	会長	～省略～

		可基準、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件を満たしています。
	議 長	議案第 1 号につきまして質疑を受けます。
	庄倉委員	番号 1 の名前の読み方は “ ” ではなく “ ” です。
	井上武委員	番号 2 は贈与となっていますが、お二人の関係を教えてください。
	局長補佐	さんからみて さんは本家にあたり親戚筋になります。
	井上武委員	分かりました。
	白川委員	参考までに売買価格を教えてください。
	局長補佐	番号 1 は 10 a あたり 円、番号 3 は 10 a あたり 円と聞いています。
	白川委員	分かりました。
	議 長	ご異議ございませんか。
	一 同	無し。
	議 長	異議なしと認め『議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について』は議決承認されました。
議案第 2 号 農地法第 4 条 の規定による 許可申請に対 する許可につ いて	議 長	『議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する許可について』を上程致します。提案者から説明を求めます。
	局 長	議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請に対する許可について、農地法施行令第 1 条の 7 の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否についての採決を求めます。内容につきましては、局長補佐より説明させていただきます。
	局長補佐	<p style="text-align: center;">【 議案第 2 号朗読及び説明（議案書 4 頁）】</p> <p>最初に訂正がございます。現地調査資料の（農地転用）②が となつていますが、 番、地籍 m² ですので訂正をお願いします。申し訳ありませんでした。</p> <p>番号 1</p> <p>土地の表示： 登記：田 現況：田 m² 登記：田 現況：田 m² 登記：田 現況：田 m²</p> <p>合計：田 3 筆 m²</p> <p>申請人： 用途：集合用地 転用目的及び施設の概要：集合住宅</p> <p>この申請地は農振農用地除外地です。申請地は半径 500 m 以内に 、 の公共・公益施設があり、かつ町道には上下水道管が 2 種類埋設されています。したがって、農地区分は第 3 種農地に該当します。転用計画は住宅用地で集合住宅 14 軒分を建築します。事業目的から見た転用面積は適当であり、転用妥当と判断しての申請です。</p> <p>番号 2</p> <p>土地の表示： 登記：畑 現況：畑 m²</p> <p>申請人：</p>

		<p>合計：畑 1 筆 m²</p> <p>用途：雑種地 転用目的及び施設の概要：駐車場</p> <p>この申請地は農振農用地除外地です。申請地は土地改良事業等の施行区域外で、小集団の生産力の低い農地のため、第 2 種その他の農地に該当します。転用目的は自家用車 1 台分の駐車場です。これまで駐車していた土地は他人、 在中者に売却し、かつ代替地がないため、転用妥当としての申請です。</p>
	議 長	議案第 2 号につきましては現地調査を行っておりますので、種委員より報告をお願いします。
	種委員	<p>本日午前 9 時より、恩田会長、庄倉委員、船谷委員、井上委員、私、事務局より頼田局長、亀尾補佐の 7 名で現地調査を行いました。</p> <p>番号 1 ですが、現地調査資料の 13、14 ページをご覧ください。位置は 号から の所を入り 300m 東側に行った所です。南側に に続く町道があります。西側の敷地の左側にあるのは農道です。それを取り囲むように西北側に水路があります。 は地上権設定がしてあります。高圧線が上にあり制限があります。地上 30m の所に高圧線が通っており、地上から 8m まではよろしいということになっています。建物の高さは 7 m80 cm で許可が取ってあるようです。雨水は西側にある農道の縁の水路に流すということです。 であった所に上下水道の本管が通っていますので、ここから接続して使われるということです。北側は田んぼのままです。周囲を L 字型擁壁で立ち上げて宅地にするということです。北側の農地の邪魔にならないようにということで、境界から 60 cm の所に L 型擁壁を立てられるということです。15、16 ページに載っていますが、建物は 7 つ 7 つの 2 連で 14 の形の建物です。隣接や水利等の同意も取ってあるようですので許可妥当と判断しました。</p> <p>続きまして番号 2 について説明します。20 ページの位置図を見て下さい。 を通りまして道なりに抜ける県道があります。ちょうど頂上あたりの少し手前の左側です。22 ページを見て頂きますと南側に県道があります。そこから少し入った所の左側の農地です。現地は原野か畑かというような状況になっておりました。 さんは が起こり、皆さんそちらに行かれてお婆さんだけが残られている状況だそうです。28 年 11 月に の方に 、 を売却されたそうです。その為、車を停める場所がないということで、ここを駐車場にしたいという申し出です。現地を見たところ に入る進入路が無く、売られた方から通っても良いという承諾を口話ではされているようですが、文書として残されるよう協議しました。</p>
	議 長	議案第 2 号につきまして質疑を受けます。
		(質問・意見なし)。
	議 長	ご異議ございませんか。
	一 同	異議なし。
	議 長	異議なしと認め『議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する許可について』は議決承認されました。
議案第 3 号 農用地利用集	議 長	『議案第 3 号 農用地利用集積計画案の決定について』を上程致します。提案者からの説明を求めます。

積計画案の決定について	局 長	議案第 3 号、農用地利用集積計画案の決定について、このことについて、下記のとおり決定を求められたので農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規程により議決を求めます。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 2 項において定める事項は別添各筆明細書の通りです。
	局長補佐	平成 28 年 第 11 号、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を定める。 【農用地利用集積計画の要請の内容を整理番号ごとに朗読 （議案書 7～12 頁）】 [新 規] 整理番号 184～ 185 番 設定を受ける者： 2 名 設定をする者： 2 名 設定をする土地： 3 筆 計 6,708 ㎡ [再設定] 整理番号 186～ 192 番 設定を受ける者： 6 名 設定をする者： 7 名 設定をする土地： 23 筆 計 31,011 ㎡ [農地中間管理機構を取得する場合] 整理番号 5～ 6 番 設定を受ける者： 1 名 設定をする者： 2 名 設定をする土地： 4 筆 計 6,612 ㎡ 以上、この計画は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を全て満たしています。ご審議をよろしくお願い致します
	議 長	整理番号 184 番、186 番、187 番を除いて質疑に入ります。 ご異議ございませんか。
	一 同	なし。
	議 長	異議なしと認め、整理番号 184 番、186 番、187 番を除いて承認されました。整理番号 184 番について質疑を受けます。種委員さんは退席をお願いします。
		(種委員退室)
	議 長	ご異議ございませんか。
	一 同	異議なし。
	議 長	異議なしと認め、整理番号 184 番は承認されました。整理番号 186 番について質疑を受けます。秦野委員さんは退席をお願いします。
		(種委員入室・秦野委員退室)
	議 長	ご異議ございませんか。
	一 同	異議なし。
議 長	異議なしと認め、整理番号 186 番は承認されまし。整理番号 187 番について質疑を受けます。船谷委員さんは退席をお願いします。	

		(秦野委員入室・船谷委員退室)
	議長	ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	異議なしと認め、整理番号 187 番は承認されまし。
		(船谷委員入室)
	議長	続きまして、農地中間管理機構を取得する場合について質疑を受け ます。ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	異議なしと認め、農地中間管理権の取得を認めます。
議案第 4 号 農用地利用配 分計画の意見 照会について		(産業課竹中局長補佐入室)
	議長	議案第 4 号に入ります。『議案第 4 号 農用地利用配分計画(案)の意見 照会について』を上程致します。
	竹中補佐	農用地利用配分計画(案)の意見照会について このことについて、下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律 第 19 条第 3 項の規程に基づき意見を求めます。 【農用地利用配分計画書の内容を整理番号ごとに朗読】。
	議長	このことにつきまして質疑を受けます。
		(質問・意見等なし)
	議長	ご異議ございませんか。
	一同	なし。
	議長	『議案第 4 号農用地利用配分計画(案)の意見照会について』決定致し ました。
		(産業課竹中局長補佐退室)
5. 報告事項 (1) 農地法第 5 条第 1 項の 規定による農 地一時転用届 について	議長	報告事項『(1) 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地一時転用届につ いてについて』上程します。
	局長補佐	【『(1) 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地一時転用届について』 朗読及び説明(議案書 16 頁)】 1 番、2 番共に賃借料は 10 a あたり 円と聞いております。
	議長	質疑を受けます。ご異議ございませんか。
	一同	はい。
	議長	ないようですので『(1) 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地一時転 用届について』は決定いたします。
(2) 農地法第 18 条第 6 項の 規定による通 知書	議長	『(2) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知につい』報告をお願いし ます。
	局長補佐	【『農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について』 朗読及び説明(議案書 17 頁)】 借り人である耕作者の体調不良により合意解約となりました。
	議長	質疑を受けます。
	庄倉委員	今後はどのようにされますか。
	局長補佐	聞き取りをさせて頂きましたが、まだ決まっておらず探している最中 であるということでした。
	種委員	補足をします。私の所に頼みに来られまして、集落営農の事もあります のでお断りをしましたが、是非に頼みますということで、うちで引き受け ることになりました。よろしく申し上げます。

	庄倉委員	分かりました。
	議 長	ないようですので『(1) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について』の報告を終わります。
(3) 南部町農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の 12 月議会提出について	議 長	南部町農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例について 12 月議会で提出したいと考えていますので、皆様にご審議を願います。提案者より説明を願います。
	局長補佐	議案書 18 ページになります。6 月の総会に於いて定数に関してご審議頂き決定した内容を条例文に上げるということです。12 月議会で上程ということで、今週の金曜日の全員協議会で説明を行う内容です。現在の定数条例を廃止し、新しく南部町農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例を上程します。法律の改正によるものです。 【南部町農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例】読み上げ。
	議 長	このような内容で議会に提出したいと考えていますが、皆様より何かご意見はございませんか。
		(質問、意見なし。)
	議 長	ないようですので、6 月にご承認頂いた内容を文書化したものを提出致します。19 市町村のうち 2 市町村が決まっています。残りの 17 市町村は 12 月出されるということです。
6. その他 (1)平成 29 年農作業標準労働賃金協定策定に係る委員の選出について	議 長	平成 29 年農作業標準労働賃金協定策定に係る委員の選出について 19 ページに名簿が載せてあります。充て職ですのであまり替えられないのが現状ですので、このメンバーで決定ということによろしいでしょうか。
	一 同	異議なし。
	議 長	異議なしということで、1 月 24 日に策定協議会を開催致しますので出席をお願いします。事務局より改めて案内文書は送ります。
(2) 活動管理記録簿について	議 長	『(2) 活動管理記録簿について』提案者より説明をお願いします。
	局長補佐	今年は利用状況調査など前倒しで行って頂いていますので、早めにお渡しします。昨年提出して頂きました記録簿のコピーを委員さんごとに配っていますので、それを参考にして下さい。3 月の総会までに提出をお願いします。予算計上をしておりますが、予算オーバーした場合は事務局で調整させて頂きます。
		(質問、意見等なし)
第 10 回農業委員会総会の日程について	議 長	平成 28 年度第 10 回南部町農業委員会総会は、平成 29 年 1 月 6 日(金)に開催致します。
その他	作野幹事	～ 省略 ～
8、閉 会	議 長	これにて平成 28 年度第 9 回南部町農業委員会総会を終わります。ありがとうございました。
備考：上記会議録は、公開用として、南部町個人情報保護条例等の規定により、個人情報を削除したものを掲載しています。また一部要約等を行い記載しています。		